为危人法置

No.154 平成30年 12月1日発行

東京都消費生活総合センター 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1

2 03-3235-1157

https://www.shouhiseikatu. metro.tokyo.jp/manabitai/ shouhisha/index.htm

わたしは消費者 検索



トピック

「若者の消費者被害に対応する 最近の法改正」及び 「成年年齢引下げによる影響」

- 1.はじめに 2. 特定商取引法の改正 3. 消費者契約法の改正 4. 成年年齢引下げと若年者の消費者被害拡大のおそれ
- 東京都からのお知らせ エシカル消費の普及啓発に係る 東京都の取組について
 - ・取組の背景・・普及啓発の着眼点・主な取組
- 東京都消費生活総合センターからのお知らせ 平成30年度 すぐに役立つ 「教員のための 消費者教育講座」実施報告 p.7 ~ 8



[若者の消費者被害に対応する最近の法改正]及び 「成年年齢引下げによる影響」

弁護士 平澤 慎一

はじめに 筆1

消費者被害は、時代の環境に応じて変化し、さま ざまなタイプのトラブルが発生します。例えば、最 近では、スマートフォンの普及によるSNSを通じた トラブルや高齢者をターゲットとする悪質商法の拡 がりなどが特徴的です。

新しい被害への対応や事業者の脱法行為を防止す るために、必要に応じて消費者保護のための法律が 作られたり、改正されたりします。最近も法改正の 動きが活発で、特定商取引法と消費者契約法で重要 な改正が行われました。

本稿では、まず、第2、第3でこれらの改正法につ いて説明するとともに、第4で今年成立した改正民 法の 成年年齢引下げによる消費者被害への影響に ついて触れることとします。

特定商取引法の改正

1. 特定商取引法の概要

特定商取引法(旧称「訪問販売法」)は、トラブル が特に発生しやすい取引類型について規制する法律 です。現在、規制の対象となっている取引類型は以 下の7つです。

- ①訪問販売(自宅や喫茶店など店舗外での販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど)
- ②通信販売 (インターネット通販 など)
- ③電話勧誘販売(資格商法など)
- ④ 連鎖販売取引 (いわゆるマルチ商法、ネット ワークビジネス など)
- ⑤特定継続的役務提供(英会話教室、エステサービスなど)
- ⑥ 業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター 商法 など)
- ⑦訪問購入(貴金属の押し買いなど)

特定商取引法はこれらの取引について、事業者への規制(勧誘規制、書面交付義務、広告規制など)を定め、違反すると行政処分や場合によっては刑罰を課すこととしています。また、契約関係を解消するためのクーリング・オフや取消権、中途解約の精算方法など、直接消費者と事業者との間の法律関係を定める規定(「民事ルール」と呼ばれます。)も定めています。

2. 平成28年の特定商取引法の改正

特定商取引法はその時々の被害実情に対応して頻繁に改正されてきましたが、最近では平成28年に改正が行われ、平成29年12月1日に施行されました。

その概要は以下のとおりです(同時に改正された政省令の内容も含みます)。

(1) 規制の内容に関する改正

ア アポイントメントセールスの誘引方法等の追加 (→後記3(1))

イ 規制対象の拡大(指定権利の見直し)

訪問販売等の規制対象については、平成20年の大 改正で商品と役務の政令指定制が廃止され限定が無 くなりましたが、今回の改正で権利についても指定 制を廃止し、「特定権利」として整理して規制対象を 拡大しました。

ウ 金銭借入や預貯金の引出し等に関する禁止行為 の導入

契約締結の際に事業者が消費者に借金を勧めたり 強要する被害が多いので、訪問販売などの際に、資 金の借入で虚偽申告をさせたり、貸金業者の営業所 やATMに連行することを禁止しました。

エ 取消権の行使期間の伸長

訪問販売などでは勧誘の際に不実告知があれば契約の取消しができますが、その行使期間について、気づいたときから6ヶ月を1年に伸ばしました。

オ 通信販売のFAX広告への規制導入

FAXを送りつける通信販売広告の苦情が増加しているため、通信販売として規制する広告方法にFAXを追加し、請求や承諾を受けていない消費者へのFAX広告を禁止しました。

カ 「定期購入」に関する表示義務の追加・明確化

健康食品販売などのホームページで「お試し」「実質ゼロ円(送料のみ)」という広告を見て申し込んだところ、数ヶ月間の定期購入が条件になっていることが小さく書かれており、辞められずに2回目以降の支払いが続いてしまうという被害が多く寄せられているため、「定期購入」の場合はインターネットの確認画面上にその旨を表示することを義務づけました。

キ 電話勧誘販売での過量販売解除規制の導入

消費者がその日常生活において通常必要とする分量を著しく超える商品の売買をした場合(例:一人暮らしの高齢者が布団を10組購入)の解除権については、既に訪問販売で認められていましたが、電話勧誘販売でも導入することになりました。

ク 美容医療契約の特定継続的役務提供への追加(→ 後記3(2))

(2) 法執行の強化

ア 業務禁止命令の新設

特定商取引法違反により業務停止命令を受けた法 人の役員が別の法人を立ち上げて実質的に業務を継 続する場合があるので、これらの役員などに対する 業務禁止命令制度を創設しました。

イ その他の強化

業務停止期間の最長を1年から2年に伸長、罰則の引き上げなど、業者への法執行についての強化を図っています。

3. 若者の消費者被害に関係する 特定商取引法改正の内容について

上記の特定商取引法改正事項のうち、特に若者の 消費者被害に関係するものについて更に説明しま す。

(1) アポイントメントセールスの誘引方法等の追加

アポイントメントセールスとは、勧誘目的を告げずに(例「当選したので賞品を取りに来て下さい。」) あるいは他の者に比べて著しく有利な条件で契約できる旨を告げて(例:「あなたは選ばれたので特別価格で購入できます。」)、店舗に来るように要請し、店舗で契約をさせる取引のことです。典型的な訪問販売とは異なり店舗での契約ではありますが、契約するつもりがないのに急に契約をすることになる点で不意打ち性があり訪問販売と共通性があるため、特定商取引法はこれを「訪問販売」の一類型とし規制対象としています。

アポイントメントセールスの連絡方法は、電話、郵便、メールなどに限定されていますが、急速に普及するSNSのメッセージ機能による連絡が今回の改正で追加されました。

なお、アポイントメントセールスの方法で一旦店舗に来させて対面した後、別の日に来るように再度要請した場合、アポイントメントセールスに該当するかが問題になりますが、勧誘目的を一切告げずに継続的に来訪要請をしている場合は、アポイントメントセールスにあたることが通達で明確化されています。

(2) 美容医療契約の特定継続的役務提供への追加

「特定継続的役務提供」とは、有償で継続的に提供される役務で、身体の美化、知識・技能の向上などの目的を実現させることをもって誘引が行われるもので、役務の性質上、その目的が実現するかどうか不確実なもの(しかも政令で指定するもの)を提供する取引です。役務の種類としては、エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6つが政令で指定されており、それぞれ1ヶ月超あるいは2ヶ月超の期間かつ5万円超の金額と決められています。

これに該当すれば、特定商取引法により事業者に は書面交付義務や勧誘規制などが課され、クーリン グ・オフや取消権、中途解約時の精算金の規制、関 連商品の解除などの適用があることになり、消費者 が保護されることになります。

今回の改正では美容医療に関する相談が増加傾向にあるところから、美容医療が7つめの役務として政令指定されました。具体的には、脱毛、にきび・しみなどの除去、皮膚のしわ・たるみの軽減、脂肪の減少、歯のホワイトニングなどで、1ヶ月を超えかつ5万円を超える契約です。

若年者による高額な美容医療契約被害も見られる ところであり、その被害救済や防止への効果の発揮 が期待されます。

第3 消費者契約法の改正

1. 消費者契約法の概要

消費者契約法は、消費者と事業者との契約(消費者契約)について民事的効力のルールを定める法律です。契約関係の基本的なルールは民法が定めていますが、消費者契約には「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」があるため、これに配慮し、民法の特則として契約の取消しや無効の条項を規定しています。

例えば、契約の重要事項についての不実告知(事実と違うことを告げること)があったり、不確実な事項についての断定的判断の提供による勧誘(「必ず儲かる」など)によって消費者が誤認して契約した場合や、契約場所から退去させてもらえず困惑して契約した場合の契約の取消権が定められています。また、事業者の損害賠償の免除を定めた条項や信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項は無効とされています。

2. 平成30年の消費者契約法の改正

消費者契約法についても消費者被害の実情に応じた改正の必要性が指摘され、平成28年に改正法が成立し、平成29年6月3日に施行されました。内容と

しては、不実告知の対象となる重要事項の拡充や過 量契約取消権の創設などです。

その後も、更に引き続き改正の必要性が検討され、 平成30年に改正法が成立し、平成31年(2019年)6 月15日に施行されることとなりました。

その概要は以下のとおりです。

(1) 契約を取り消せる「不当な勧誘行為」の追加

困惑による契約取消の場合として下記の不当勧誘 行為が追加されました。

ア 不安をあおる告知

(→後記3(1))

イ 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

(→後記3(2))

ウ 加齢等による判断力の低下の不当な利用

高齢や認知症などで判断力が著しく低下した消費者に対して「この健康食品を食べないと健康が維持できない。」などと不安をあおって困惑させ、契約をさせる場合です。

エ 霊感等による知見を用いた告知

「あなたには悪霊が憑いている。この数珠を買えば悪霊は去る。」などと不安をあおって困惑させ、契約をさせる場合です。

オ 契約締結前に債務の内容を実施する場合

注文を受ける前に、売買対象のさお竹を切断する など債務を履行してしまい困惑させて契約させてし まう場合です。断りにくい消費者心理を利用するも のです。

(2) 取消しの要件緩和

不利益事実の不告知の取消権は、故意だけでなく 重過失による場合でも認められることになりました。

(3) 無効となる不当条項の追加

契約が無効になる不当条項に下記が追加されました。

ア 消費者の後見を理由とする解除条項

消費者に成年後見が付された場合に解除できる条項(例:賃借人に成年後見が付された場合に賃貸借契約を解除とする条項)は無効となります。

イ 事業者がその責任を自ら決められる条項

「当社が過失あることを認めた場合に限り損害賠償を負う」というような条項は実質的には事業者の一方的な免責条項にあたるので無効とすることになりました。

3. 若者の消費者被害に関係する改正について

上記の消費者契約法改正事項のうち、特に若者の 消費者被害に関係するものについて更に説明します。

(1) 不安をあおる告知が行われた場合の取消権の創設

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、 進学・就職や容姿・体型などへの願望の実現に過 大な不安を抱いていることを知りながら、事業者が 消費者の不安をあおって、裏付けとなる合理的な根 拠がないのにその願望を実現させるためにはその商 品やサービスが必要だとして勧誘し、消費者が困惑 して契約をしてしまう場合の取消権が創設されまし た。

就職活動中の学生に対し、その不安を知りつつ「このままでは就職できない。この就職セミナーを受けることが必要。」としてセミナー受講を勧誘するような場合です。

若者が被害を受けやすい被害類型ですが、「社会 生活上の経験が乏しい」かどうかは、その者の経験 によって決まるので単に年齢によって決まるわけで はありません。

(2) 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用がなされた場合の取消権の創設

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、 勧誘者に対して恋愛感情その他の好意を抱き、勧誘 者も消費者に対して同様の感情を抱いていると誤信 していることを知りながら、事業者がこれに乗じて、 契約をしなければ消費者と勧誘者との関係が破綻す ることを告げ、消費者が困惑して契約をしてしまう 場合の取消権が創設されました。

いわゆるデート商法の取消権です。男性から電話がかかってきて会って話しをするうちに好意を持つようになり気持ちを伝えたところ、男性から宝石展示場に来るように誘われ、契約してくれなければ関係は終わると言われて契約してしまったような場合

です。

これも若者が被害を受けやすい被害類型ですが、 「社会生活上の経験が乏しい」かどうかは、その者の 経験によって決まり、年齢は無関係です。

第4 成年年齢引下げと 若年者の消費者被害拡大のおそれ

1. 「契約」の意味や責任の理解の重要性

以上のとおり、消費者保護法制は日々変化する被 害実態に応じて細かい改正が行われていきますが、 専門家でなければその詳細をフォローすることは困 難です。

そして、細かい法改正や法解釈を習得するよりも、 「契約」の意味や契約によって生じる責任について正 確に理解し、安易に契約を締結しないことを十分に 認識する方が格段に重要です。

そのような中で、成年年齢引き下げが具体化し、 「契約」の意味や重要性・危険性を早くから認識する 必要性が更に強まっています。

2. 成年年齢引下げと18歳・19歳の 未成年者取消権の喪失

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改 正民法は、平成30年の通常国会で成立しました。平 成34年(2022年)4月1日に施行されます。この引 き下げによって、18歳・19歳の若者は民法の未成年 者取消権を使えなくなり、若年者の消費者被害の拡 大が心配されています。

未成年者取消権とは、未成年者が法定代理人(多 くは両親) の同意を得ずに締結した契約について、 未成年者であったことだけを理由に取り消せる権利 です。これにより、未成年者が不用意に契約してし まっても、後で契約取消をして被害救済が可能です。 また、事業者も取消しのリスクを避けてそもそも未 成年者を勧誘しないので、未成年者取消権は消費者 被害の「防波堤」という重要な役割を果たしていま す。

成年年齢引下げによって18歳・19歳の若年者が

未成年者取消権を失うことになりますから、若年者 を消費者被害から守るために別の施策が必要です。 実は、政府は同じ国会で成立した上記の消費者契約 法改正の不安をあおる商法やデート商法の取消権 (第3・3)がこの施策にあたると位置づけています。 しかし、これらの商法の被害は若年者に限られませ んし、一方、若者の知識経験不足による消費者被害 からの救済という視点からすれば極めて限定的な場 面の手当に過ぎず、これでは全く不十分と言わざる を得ません。

もっと広く、知識・経験・判断力不足に付け込ん で締結された消費者契約を取り消せる条項を設け るなどの手当が必要です。このまま施行日を迎えれ ば、契約の取消しの面ではほとんど何の施策も整備 されずに成年年齢が引き下げられることになります ので十分な注意が必要です。

3. 若年者の消費者被害防止のために

若年者の消費者被害は、社会経験や知識の乏しさ、 判断力・交渉力が乏しいことを原因としており、特 徴的なものとして、マルチ商法、キャッチセールス、 エステ、インターネット取引などがあります。若年 者は友人関係や上下関係などの人間関係の影響を受 けやすく、被害が拡大する傾向があり、また被害に 遭ったときの問題対応能力も乏しく、問題を抱え込 んでしまい解決ができない傾向も見られます。

このような若年者の消費者被害のうち未成年者の 被害については、上記の未成年者取消権が絶大な効 果を持っていましたが、18歳・19歳についてはこれ が失われてしまいます。

このような状況の中、若年者の消費者被害を防止 救済するためには、まずは、若年者が**契約の意味や** 責任を十分に理解することが重要です。

そして、被害に遭ったら抱え込まずに各地の消費 生活センターに相談したり、全国共通の消費者ホッ トライン (188番 [いやや]) に電話することも肝要で す。個々の被害を相談することは、その事件の被害 救済だけでなく、行政組織への情報提供となり、よ り良い法制度に繋がっていくことを理解することも 重要なことです。

エシカル消費の普及啓発に係る東京都の取組について

東京都生活文化局消費生活部企画調整課

東京都では、持続可能な社会の実現に向け、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の理念を、広く都民の皆様に普及する取組を進めています。今年3月に策定した「東京都消費生活基本計画」(※)では、消費者自らが被害や商品等の事故に遭わない行動を選択できる消費者教育に加えて、エシカル消費など、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を、消費者教育や啓発を通じて促進していくこととしています。

取組の背景

- ●東京都が都民を対象に実施した調査では、食品口スの削減や地産地消、環境に配慮した商品の選択などについて、消費者の意識はある程度高くなっています。一方、若者を対象に実施した調査では、エシカル消費という言葉を「知っている」と回答した人は、6.1%という結果になっています。
- ●持続可能な開発目標 (SDGs) の目標12「持続可能な生産・消費形態を確保する」では、2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにすることなどが掲げられています。消費生活行政においても、消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進していく必要があります。

普及啓発の着眼点

普及啓発に当たっては、将来を担う若い世代の方々を中心にエシカル消費への関心を寄せていただけるよう、エシカル消費の「言葉」と「理念」を結び付けてわかりやすく伝えるとともに、エシカル消費が身近な消費行動であることを印象付け、日々の暮らしの中で、できるところからエシカル消費を選択していただけるよう呼びかけていきます。

※東京都消費生活基本計画

東京都の消費生活に関連する施 策・事業を計画的、総合的に推 進していくための基本指針。 PR冊子も作成。



東京都消費生活 基本計画

PR冊子

主な取組

平成30年度の取組をご紹介します。 児童・生徒の皆様とぜひご覧ください。

エシカル消費のPR動画を作成

"ちょっと考えて、ぐっといい未来 エシカル消費" をキャッチフレーズに、PR動画を作成しました。



EXILE ÜSA さんが「世の中がよくなることを考えて、ものを買ったり、使ったり、行動することがエシカル消費」と語りかけながら、レジ袋ではなくエコバッグを使う、被災地の支援につながるものを買う、といった具体的な行動の例を紹介し、最後に自分たちに何ができるのか立ち止まって考えてみようと呼びかけています。

- 15 秒 / 60 秒 / EXILE ÜSA さんがエシカル消費 を語るインタビュー動画(約3分)
- ●動画はこちらからご覧ください↓ ホームページ「東京くらし WEB」 ※平成 30 年 10 月 12 日から 1 年間 (予定) https://www.shouhiseikatu.metro. tokyo.jp/douga



東京くらしWEB上でエシカル消費を紹介

PR 動画のほか、エシカル消費につながる身強に対しているがる身質に関連するラベル・マーク、エシカル消費を扱ったがある。 教材や有識者のコラムなど、エシカル消費を知る 手がかりとなる様々な情報を掲載しています。



● ホームページ「東京くらし WEB」 https://www.shouhiseikatu.metro. tokyo.jp/manabitai/ethical/



すぐに役立つ

「教員のための消費者教育講座」実施報告

東京都消費生活総合センター 活動推進課

東京都消費生活総合センターでは、毎年度、小・中・ 高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした「教員 のための消費者教育講座」を開催しています。今年度 も16テーマの講座を飯田橋・立川・渋谷の3会場で 開催(7月24日~8月23日)。延べ1,155名に受講し ていただきました。通常は2時間の講座ですが、今年 度は、「**つながり広げるよくばりプラン**」と称し、3.5 時間の拡大講座を3回実施しました。「アクティブ・ ラーニング」の授業提案を想定し、ワークショップ形 式を充実させたところ、教員同士の情報交換の場とも なり、大変好評でした。

講義内容の一部をご紹介します

▶民法の成年年齢が引下げられる? どうして?どうなる?

弁護士 中村新造氏 弁護士 平澤 慎一氏 弁護士 武田 香織 氏 3.5 時間拡大講座 ①

中村弁護士のお話 70分 休憩 10分 こんな相談どうする?60分 休憩 10分 みんなで考えよう 50分 まとめ・講評 10分

前半は「民法の成年年齢が引き下げられるとどう なるの?」「学校で起こるリスクって?」という素朴 な疑問に、中村弁護士が事例とともにわかりやすく 説明をしました。後半では、「もし学校でこんな相談 を生徒にされたらどうする?」という事例を基にグ ループディスカッションをしました。「みんなで考え よう」では、受講者から寄せられた質問に講師が対 談しながら回答しました。受講者からは、この課題 に不安や戸惑いを持ちながらも前向きに取り組もう という姿勢が伝わってきました。「成人になるまでに

必要な消費者教育」と して何をすればよい か、すぐに結論が出る ものではありません。 次年度も継続して積み 重ねていくことの大切 さを痛感しました。



弁護士の3人が受講者からの質問に答 える様子

【受講者の感想より】

- ・講義も分かりやすく、実例をもとにしたグループ ワークとそれに伴う弁護士の方のアドバイスで、 成年年齢が引下げられた際の影響について、より 具体的に学ぶことができました。
- ・弁護士の先生方の熱い想いに触れることができてよ り刺激となりました。繰り返し学びたいテーマです。

【教材活用法】Web版教材 「もしも未来が見えたなら」 の活用事例紹介

講師 -

国際基督教大学高等学校 教諭 金清 順子氏

東京家政学院大学 准教授 小野 由美子 氏

3.5 時間拡大講座 ②

パソコンを使って実践例と 授業の工夫紹介 90分 10分 ワークショップ 80分 休憩 10分 まとめ・講評 20分

前半は、クレジット カードと多重債務につ いて学べるWeb教材 について高校での実践 例を紹介しました。 受 講生は生徒の気持ちに なりパソコンを使って



パソコンで教材を確認しながら授業実 践例を体験

教材を体験しました。後半はグループに分かれ、「自 分ならどのような授業を展開するか」検討しました。

【受講者の感想より】

- ・Web教材の全体像や流れ、授業の様子が分かり、 とても参考になった。
- ・成年年齢引下げで、非常に大切な内容となること を実感しました。

◆主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ ラーニング)の消費者教育の実践

帝京大学大学院 客員教授 小関 禮子氏

新学習指導要領では、「消費者教育の充実」が図ら れました。講義では「なぜ、現代の子供たちに消費 者教育が重要なのか」、 「小、中、高校の学習指 導要領で取り扱う消費 者教育」について話し ていただきました。新 学習指導要領のキーワ



ードでもある「主体的・対話的で深い学び(アクテ ィブ・ラーニング)」を実践した消費者教育の事例に ついてもお話しいただきました。

【受講者の感想より】

- ・アクティブ・ラーニングが消費者教育で効果的か つ、実施しやすいことが分かり、参考になった。
- ・他教科と連携しながら進めて行くことがとても大 事だと思った。

◆SDGs (持続可能な開発目標) 2030年ま での12番目のゴール「つくる責任つかう 責任」について

イオントップバリュ(株) 有本 幸泰氏

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、国連加盟国 (193か国)が2030年までに達成するために掲げた目 標で、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「海を守ろ う」などの17の目標があります。講義では、「平和で ないと政治・社会・経済・商業が発展しない」とい う企業理念に基づき、SDGsに積極的に取り組んでい るイオンの状況を具体的にお話しいただきました。

【受講者の感想より】

・身近な生活の中でのSDGs の取組についてよく分 かりました。授業への活用を考えたいです。

◆暮らしの事故情報@NITEスクエア

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)

NITEとは、消費生活センターや消費者庁などに集 まった事故情報を分析して製品事故の再発防止の ために国民に広く情報提供している機関です。今回 は、NITEスクエアにおいて、展示物(事故品)や再現 映像を見ながら、どんな事故が起こったか、その原 因はどこにあったのかを説明いただきました。再現

テスト室では、IH電磁 調理器によるてんぷら 油鍋の発火実験を再現 してもらいました。

【受講者の感想より】

・IHの発火や電気スト ーブの誤作動を目の



再現テスト室でのIH電磁調理器の実 験の様子

前で見ることができ、授業に生かすよい題材とな りました。

各講座受講者数

No	分野	講座テーマ	受講 者数
1	概論	主体的・対話的で深い学び (アクティブ・ラーニング) の消費者教育の実践	65
2	消費者 教育	【教材紹介】小学生向け 知っているようで知らない「くらしとお金のヒミツ」	38
3	消費者 教育	消費者庁作成「社会への扉」を使ったアクティブ・ラーニングの講座〜実践事例紹介〜	91
4	法律	民法の成年年齢が引下げられる?どうして? どうなる?	80
5	契約	東京都に寄せられる若者相談事例と解決方法 を学ぼう	77
6	衣	【模擬授業】買い物上手になるために~「衣服の入手」を考える~	107
7	食	しっかり選ぶために知っておきたい食品表示 法	108
8	住	【教材紹介】 住まいの知識は一生の知識~賃貸借契約編~	111
9	環境と 経済	SDG s (持続可能な開発目標) 2030 年までの 12番目のゴール「つくる責任つかう責任」につ いて	75
10	環境	影響をしっかり考えるエシカル消費	87
11	情報	【模擬授業】 スマホ・ケータイを安全に使うために	69
12	金融	【教材活用法】Web版教材「もしも未来が見えたなら」の活用事例紹介	67
13	製品安全	【見学】暮らしの事故情報@NITEスクエア	58
14	IT	デジタル通貨入門~電子マネー・ギフト券・ QRコードでお買い物~	48
15	環境	プラスチックの循環利用	48
16	ガス	ガス器具の正しい使い方〜「ガスコンロ」「カセットこんろ」の安全な使い方〜	26

★さらに詳細を知りたい方は

教員のための消費者教育講座

検索







